

平成25年11月26日
次世代インフラ・復興再生戦略協議会
一部改正 平成26年12月24日
次世代インフラ戦略協議会
一部改正 平成27年12月25日
次世代インフラ戦略協議会
一部改正 平成28年12月16日
次世代インフラ戦略協議会

(戦略協議会の運営)

第1条 次世代インフラ戦略協議会(以下「戦略協議会」という。)の議事の手続、その他戦略協議会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(座長・副座長)

第2条 戦略協議会には座長及び副座長を置く。

2 座長は、戦略協議会の事務を掌理し、副座長は座長を補佐する。

3 座長が戦略協議会に出席できない場合は、副座長又はあらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 戦略協議会に属する構成員が戦略協議会を欠席する場合は、代理人を戦略協議会に出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 戦略協議会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該戦略協議会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 戦略協議会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

2 戦略協議会の議事は、構成員で会議に出席した者の半数以上で決し、可否同数の場合は座長の決するところによる。

3 戦略協議会は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

4 戦略協議会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(調査・検討事項)

第5条 戦略協議会は、科学技術イノベーション総合戦略2016における第2章(2)国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現Ⅰ効率的かつ効果的なインフラ維持管理・更新・マネジメントの実現、Ⅱ自然災害に対する強靱な社会の実現、及び第5期科学技術基本計画における第3章(1)②iii)効率的・

効果的なインフラの長寿命化への対策、(2)①自然災害への対応及びそれに附帯する事項に関し調査・検討等を行う。

2 戦略協議会が、前項の調査・検討事項の議決内容について他の戦略協議会と共有し、意見を求めることを必要と認めた場合、戦略協議会の座長は他の戦略協議会の座長に議決する内容について連絡する。

(公開)

第6条 戦略協議会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により戦略協議会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 座長は、戦略協議会における議事内容を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、戦略協議会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

(了)